

館林地区消防組合職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

館林地区消防組合

管理者 多田善宏

館林地区消防組合規則第9号

館林地区消防組合職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

館林地区消防組合職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成7年館林地区消防組合規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第12条の2第1項及び第3項」を「第12条の2第1項」に改め、同項第1号「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第5条第1項中「任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者」を「規則で定めるやむを得ない事情は、第2条に規定するやむを得ない事情」と改める。

第7条の次に1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として管理者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第8条第1項中「ならない。」の次に「前条第3項に規定する場合においても、同様とする。」を加える。

第9条第1項中「要件を欠くに至った日」の次に「(管理者が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で管理者が定める日)」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。